

北九州市平尾台自然の郷条例

○北九州市平尾台自然の郷条例

平成15年3月27日

条例第19号

(設置)

第1条 平尾台の豊かな自然に親しむ場及び平尾台の地域の産業に触れる場を提供することにより、自然環境に対する理解を深めるとともに、平尾台における観光及び産業の振興に資するため、北九州市平尾台自然の郷（以下「自然の郷」という。）を北九州市小倉南区大字新道寺及び平尾台一丁目1番から3番までに設置する。

(平15条例31・一部改正)

(事業)

第2条 自然の郷は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 平尾台の豊かな自然に親しみ、憩い、遊び、学び、及び体験する場を提供する事業
- (2) 平尾台の地域の産業に触れる場を提供する事業
- (3) 平尾台の自然環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(行為の制限)

第3条 自然の郷において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

(行為の禁止)

第4条 自然の郷において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 自然の郷の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。

- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(利用の制限及び禁止)

第5条 市長は、自然の郷の維持管理上必要があるときは、自然の郷の利用を制限し、又は禁止することができる。

(平17条例66・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 自然の郷の設置の目的に反するとき。
- (3) 自然の郷の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、自然の郷の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例66・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは利用の中止、原状の回復若しくは自然の郷からの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可

を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(平17条例66・一部改正)

(利用料金)

第8条 別表に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平17条例66・全改)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平17条例66・一部改正)

(利用料金の不返還)

第10条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例66・一部改正)

(指定管理者)

第11条 市長は、自然の郷の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる。

(平17条例66・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に自然の郷の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市

長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い自然の郷の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例66・追加)

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う自然の郷の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる自然の郷の事業の実施に関する事。
- (2) 自然の郷の維持管理に関する事。
- (3) 自然の郷の施設の利用の許可に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例66・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い自然の郷の管理を行わなければならない。

(平17条例66・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第15条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、自然の郷の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は自然の郷の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例66・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第16条 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から自然の郷の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、第11条の規定にかかわらず、自然の郷の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を

北九州市平尾台自然の郷条例

受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、別表に掲げる自然の郷の施設を使用しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第17条 この条例に規定するもののほか、自然の郷の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例66・旧第12条繰下、令3条例32・旧第16条繰下)

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(平17条例66・旧第13条繰下・一部改正、令3条例32・旧第17条繰下)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第35号で平成15年4月20日から施行)

付 則 (平成15年5月23日条例第31号)

この条例は、平成15年6月1日から施行する。

付 則 (平成15年6月19日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市平尾台自然の郷条例

(平成15年規則第68号で平成15年7月20日から施行)

付 則 (平成16年12月14日条例第64号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成17年10月6日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）、第7条（見出しを含む。）、第8条、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）の改正規定、第13条第2項を削る改正規定並びに別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市平尾台自然の郷の管理については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき北九州市平尾台自然の郷の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成19年6月29日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からこの条例の施行の日までの間の第1条の規定による改正前の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例別表第2若しくは別表第3、第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の2、第3条の規定による改正前の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社

北九州市平尾台自然の郷条例

会教育関係の表又は第 4 条の規定による改正前の北九州市平尾台自然の郷条例別表の適用については、これらの表中「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条」又は「道路交通法第 3 条」とあるのは、それぞれ「道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）による改正前の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条」又は「道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）による改正前の道路交通法第 3 条」としたものとする。

付 則（平成 28 年 12 月 20 日条例第 55 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

付 則（平成 30 年 6 月 22 日条例第 48 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 17 日条例第 32 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条、第 8 条関係）

（平 15 条例 39・平 16 条例 64・平 17 条例 66・平 19 条例 24・
平 28 条例 55・平 30 条例 48・一部改正）

施設	金額			備考
	区分	一般	小・中学校の 児童及び生 徒	
入場料	1 人 1 回	1 5 0 円	7 0 円	
野外ステー ジ	1 時間又はその端数ごとに		1 , 5 0 0 円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0

北九州市平尾台自然の郷条例

					0分の6を乗じて得た額 (当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。	
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車すること	10時から翌日の10時まで	1区画1回	4,500円	10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続き利用に係る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。
		区画内に駐車すること	10時から17時まで		3,000円	
		区画内に駐車すること	10時から翌日の10時まで		3,000円	
	区画内に駐車すること	10時から17時まで		1,950円		
	シャワー		1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)			1,000円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成2

北九州市平尾台自然の郷条例

	普通自動車		300円以下の範囲内で規則で定める額	<p>7年法律第40号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定するところによる。</p> <p>2 テント区画(区画内に駐車することができないものに限る。)を利用する場合は、1区画につき大型自動車、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。</p>
--	-------	--	--------------------	--